

ホームページ

群馬大学基金に関するホームページは、次のURLをご覧ください。

<http://kikin.gunma-u.ac.jp/>



群馬大学基金への寄附のお申込み方法

寄附に際しては、ホームページからのお申込み、又は添付の寄附申込書による申込み方法がございます。

寄附金額については、個人の方は1口千円から、法人・団体の方は1口1万円からの複数口でお願いします。

〈ホームページからのお申込み〉

- ① 群馬大学基金のサイトから寄附申込み方法へお進みください。**群馬大学寄附申込み**のフォームから確認用のメールアドレスをご入力いただき、メール送信ボタンをクリックしてください。
- ② ご入力いただいたメールアドレスへ「寄附申込用 URL」をお送りしますので、メールに記載されているリンクをクリックのうえ寄附情報の入力手続きを行ってください。
- ③ お支払い方法は、以下の3つの方法をご選択いただけます。
 - クレジットカード決済
 - コンビニ決済 ※1
 - 銀行振込決済 ※2※1 コンビニ決済は30万円以上の払込はできません。
※2 銀行振込決済は、銀行所定の振込手数料がかかります。誠に恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願いします。

〈「寄附申込書」からのお申込み〉

①「寄附申込書」の記入

添付の「寄附申込書」の必要事項をご記入ください。

②郵送又はFAX送信

ご記入いただいた「寄附申込書」を添付の封筒で郵送（切手は不要です）又はFAX送信してください。

③「振込用紙」の記入

振込先の銀行を選び、所定の振込用紙に必要事項をご記入ください。

※東和銀行、群馬銀行及び三井住友銀行の場合は「振込依頼書」、ゆうちょ銀行の場合は「払込取扱票」の振込用紙をご使用ください。

④振込み

ご記入いただいた「振込用紙」を金融機関窓口にお持ちになり、お振込みください。

本学所定の振込用紙をご使用で、次の4銀行からお振込みの場合は、振込手数料は群馬大学が負担しますので、寄附者様のご負担はありません。

- 東和銀行
- 群馬銀行
- 三井住友銀行
- ゆうちょ銀行

それ以外の銀行からお振込の場合は、銀行所定の振込手数料がかかります。誠に恐れ入りますが、振込手数料のご負担をお願いします。

この場合、振込手数料は寄附金額に含まれませんのでご注意ください。

※ 金融機関の窓口で10万円を超える振込を行う場合は、ご本人様の確認書類（運転免許証・健康保険証等）の提示が必要となりますので、ご注意ください。

⑤寄附金領収書の受取

大学側でご入金確認後「寄附領収書」を送付します。

遺贈によるご寄附

本学では、本学に資産の遺贈をお考えのみなさまの手続きの便宜を図るために、銀行と協定を締結しております。相続財産目録の作成から遺産分割手続きの実施まで、煩雑な相続手続きを銀行が代行いたします。

遺贈によるご寄附をお考えの場合は、本学担当へお問い合わせ願います。あるいは、下記提携銀行へ直接お問い合わせいただくことも可能です。詳細は、ホームページをご覧ください。

- 東和銀行（提携先：三井住友信託銀行）
- 群馬銀行
- 三井住友銀行



URL <http://kikin.gunma-u.ac.jp/html/bequest.html>

寄附者様への感謝と顕彰

一定額以上のご寄附をいただいた方には、本学より感謝状を贈呈させていただきます。また、群馬大学内に銘板の掲示をさせていただきます。

○感謝状について

50万円以上のご寄附をいただいた方に贈呈させていただきます。

○銘板について

100万円以上のご寄附をいただいた方のお名前を銘板に記し、群馬大学に掲示させていただきます。

- ①プラチナ色（1億円以上のご寄附）
- ②ゴールド色（1,000万円以上のご寄附）
- ③シルバー色（500万円以上のご寄附）
- ④ブロンズ色（100万円以上のご寄附）

※重粒子線治療へのご寄附の場合は重粒子線治療施設内、それ以外のご寄附は群馬大学荒牧キャンパス内に掲示予定です。

ご了承いただいた方のお名前を本学基金のホームページ上に掲載させていただきます。

税法上の取扱い

○個人の場合

税務署に確定申告していただくことにより、所得税の寄附金控除【所得控除制度】が受けられます。

なお、税制改正により平成28年から学生の修学支援に係る国立大学法人への寄附に対し、寄附金の一定割合の額が、所得税額から直接控除できる制度【税額控除制度】が創設されました。寄附者の方が、どちらか一方の有利な制度を選択できるもので、本学は適用されています。詳細はお問い合わせください。

群馬県に住所を有する方は併せて個人県民税（一部市町村の個人市町村税を含む）の寄附金税額控除も受けられます。

○法人の場合

寄附金の全額が損金算入できます。

○遺言信託や相続された遺産によるご寄附の場合

遺言信託などご本人からのお申し出により群馬大学にご寄附いただいた遺産には相続税はかかりません。

また、相続人による遺産のご寄附にも相続税はかかりません。

詳細はお問い合わせください。

お問い合わせ先

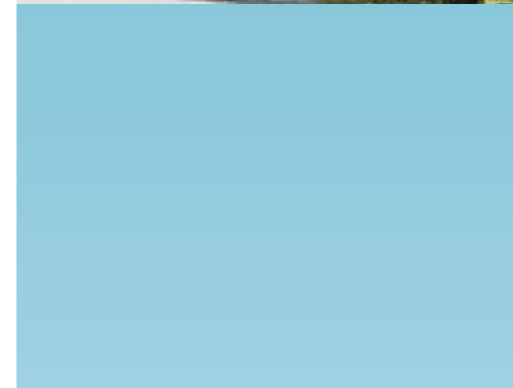
国立大学法人 群馬大学 総務部総務課広報係

〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町四丁目2番地

TEL 027-220-7010・7011・7018

FAX 027-220-7012

Email kikin@jimu.gunma-u.ac.jp



国立大学法人 群馬大学

National University Corporation Gunma University

学生の支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実等を図るため、群馬大学基金への寄附のご協力をお願いいたします。

学長あいさつ



群馬大学長
平塚 浩士

群馬大学は、明治6年の小学校教員伝習所、大正4年の桐生高等染織学校、昭和18年の前橋医学専門学校、平成5年の社会情報学部まで辿ることができます。明治、大正、昭和、平成という近代日本のそれぞれの時代の要請に応える形で生まれ、変革しながら国立の高等教育機関としての基盤を築いてきました。

国立大学は、平成16年度に法人化され、国から運営費交付金の措置を受けるとともに、独自の財源を確保しつつ、教育研究活動を行っています。本学における最近の主な取組としては、工学部・工学研究科を改組した理工学部・理工学府の設置、特色・強みを活かした未来先端研究機構の設置、国際化推進基本計画に基づく学生の海外派遣の推進、男女共同参画の推進といった活動が挙げられます。これらの活動を充実し、さらに高度化を進めていくためには、財政基盤の強化が必要不可欠です。

群馬大学では、国立大学を取り巻く環境の変化に対応しつつ、学生に対する支援、教育研究の質の向上及び社会貢献活動の充実を図ることを目的とした群馬大学基金を創設いたしました。この基金を活用し、グローバル化に対応した教育研究を推進するとともに、地域の発展に貢献することを目指していきたいと考えます。みなさまのご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

なお、ご協力いただいております群馬大学重粒子線治療基金は、本基金の一部として組み込むこととし、引き続き募集いたします。重ねてご協力をお願い申し上げます。

群馬大学は、北関東を代表する総合大学として、豊かな教養と高度な専門性をもった人材を育成し、先端的かつ世界水準の学術研究を推進します。そして地域社会から世界まで開かれた大学として貢献していきます。

群馬大学基金を活用して、以下の取り組みを実施していきます。

- 学生の修学支援に資する事業
経済的理由により修学が困難な学生に対する
 - ・ 奨学金の給付
 - ・ 海外留学に係る費用の一部補助 など
- 大学運営全般に係る事業
 - ・ 教育研究の支援
 - ・ 国際交流の推進
 - ・ 社会貢献活動の充実
 - ・ 教育研究環境の整備充実
 - ・ その他基金の目的達成に必要なこと
- 重粒子線治療の普及・発展に資する事業

※平成19年度から募集していましたが群馬大学重粒子線治療基金は、本基金に移行させていただきこととし、用途は今までどおり重粒子線治療の普及・発展を目指すこととしています。



重粒子線治療

